

普通預金規定の新旧対照表

改 定 前 (旧)	改 定 後 (新)
(新設)	<u>12. (反社会的勢力との取引拒絶)</u> <u>この預金口座は、第13条第3項第1号、第2号AからFのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u>
12. (解約等) (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。 (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ② この預金の預金者が第11条に違反した場合 ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合	13. (解約等) 同 左 (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ① <u>預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> ② <u>預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</u> A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③ <u>預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</u> A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. <u>風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</u> E. その他前各号に準ずる行為